

**定めようとする命令などの題名**

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ（２）等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示

**根拠法令条項**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十一条の二第一項等  
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ（２）等

**行政手続法に基づく手続か**

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）

**問合わせ先（所管府省・部局名等）**

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 核セキュリティ部門  
電話番号：03-3581-3352（代表）

**命令等の公布日**

令和 7 年 5 月 30 日

**結果の公示日**

令和 7 年 5 月 30 日

**行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しない  
で命令等を定めた場合にはその旨及び理由**

本件は、他の法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号に定める事項に該当するため、意見公募手続は実施しないこととしました。